令和3年7月12日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者　様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて
（令和3年7月13日以降）

盛夏の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育・保育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

兵庫県に適用されていた「まん延防止等重点措置」が、7月11日の期限をもって解除されました。これを受けて、本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、右記（裏面）一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、学校においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校園所前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和3年7月13日より実施いたします。

記

（1）変更点

これまで、同居家族等が新型コロナワクチン接種の副反応による発熱等の症状があった場合、出席停止の対象外としましたが、これを取り消し、県の方針に準じて出席停止の対象とします。

令和3年7月 12 日まで

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱等の風邪の症状がある場合、

（ただし、以下の場合は除外可。（幼児児童生徒は登校園所可）
●風邪の症状があっても、花粉症等、医師により症状の原因が特定されている。
●新型コロナワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある。）

令和3年7月 13 日以降

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱等の風邪の症状（ワクチン接種の副反応による発熱等を含む）がある場合、

（風邪の症状があっても、花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。）

（2）追加事項（新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについて）

児童生徒が医療機関等で新型コロナワクチンの接種を受ける場合、学校と相談の上、出席停止扱いとすることができます。

また、副反応であるかに関わらず、ワクチンの接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、出席停止とします。